

2022年9月15日 人権大学講座

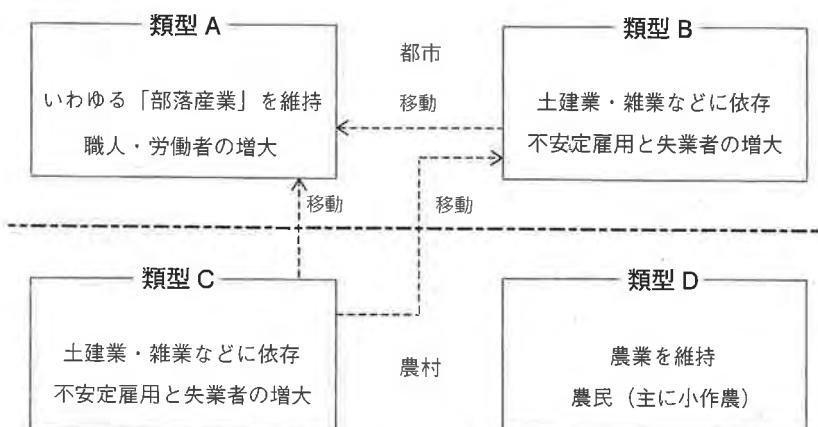
場所：ハートピア京都

(14:00~15:40)

水平社 100年を考える—柳原銀行と記憶遺産—

別表

対象地区の地区類型（『同和対策審議会答申』1965年）						
都市・農村の別	地帯別	地区名	都道府県	世帯数	地区類型	
都市的地区	大都市	錦林地区	京都府	303	単一型	単純労働型
		西成地区	大阪府	6,742	混住型	伝統産業型 被戦災型
	中小都市	高木地区	兵庫県	669	単一型	伝統産業型
		宮前地区	高知県	303	混住型	単純労働型
		加増地区	長野県	126	単一型	伝統産業型 兼業農家型
	馳向地区	奈良県	322	単一型	近代産業型	単純労働型
農村的地区	近郊農村	吉野地区	静岡県	288	単一型	専業農家型 果樹園芸型
		中西外地区	愛媛県	124	単一型	専業農家型 果樹園芸型
		右田地区	山口県	114	単一型	兼業農家型 単純労働型
		一宮地区	徳島県	351	単一型	兼業農家型 単純労働型
		西脇地区	福岡県	345	単一型	兼業農家型 単純労働型
		中原地区	埼玉県	33	単一型	単純労働型（廃品回収）
	農漁村	田ヶ谷地区	埼玉県	81	単一型	専業農家型
		打田地区	和歌山県	229	単一型	専業農家型
		久世地区	岡山県	176	単一型	専業農家型
		柿浦地区	広島県	223	単一型	近代漁業型（養殖業）



小林「被差別部落の類型と存在形態」
『近代の部落問題』（解放出版社、2022年）

静岡県水平社創立期の一史料

小林丈広

一、はじめに

ここに紹介する史料は、地方に生きた一融和運動家の『自叙伝』である。筆者は、かつてこの融和運動家の遺族を訪ね、貴重な記録に出会ったのであるが、これまでその存在については紹介したことがあるものの、内容の詳細については紹介することを差し控えてきた。しかし、最近になって『静岡県史』の中でその存在が明記され、ご遺族からも許可を得るに及んで、ここにその一部を翻刻し、大方の利用に供することにした。もちろん、『自叙伝』の全文は、ここに掲載した部分の何十倍にもあたるものであり、全体の紹介については別の機会をまたねばならない（文末参考文献参照）。

融和運動家の名前は、井上良一という。従来の融和運動史において無名というだけではなく、最近まで静岡県下においても過言ではない。しかし、地元小笠郡では、井上の生まれた南山村の村会議員を勤めたり、戦後、農地改革に際しては小作側農地委員として活躍するなど、農村の民主化の功労者として著名である。いわば、地味ながら実際的な活動に従事してきたのであり、その活動は融和運動の範囲にとどまるものでもなかった。

したがって、筆者としてもここで「融和運動」に関する部分のみを紹介するのは実は本意ではない。井上は、一九一三（大正二）年に出身部落の青年団役員となつたのを手始めに、一九一九（大正八）年婦人会顧問、同年部落改善小笠郡同志会を結成し、部落改善運動を始める。一九二一

年に小笠郡地方改良嘱託に任じられ、融和行政の末端をも担当ようになるが、翌年には静岡県水平社から勧誘を受けたなど県下の部落青年の間にも人望の厚い存在であった。

南山村の村政には、地方改善事業の実施の必要性から次第に関心を持つようになったと考えられるが、一九三三

（昭和八）年にはじめて村会議員に立候補して、最高点で当選、三七年に再選されるなど、村政上においても重きを置かれるようになった。

また、一九三八年頃から小作人運動に関わるようになつたが、本格化したのは戦後である。戦後、農民組合の結成、県下全域への組織の拡大、小作側農地委員への就任などがその内容である。さらに、農民運動の一環として、革新系村議を標榜、村長選挙にも出馬するなどの政治活動にも従事した。

以上のように井上の活動は多彩であり、これらを全体として融和運動と呼ぶのはたらわれる。いわば、大正期から独力で農村の民主化に全力でたずさわって来たのであり、戦前においては、常に村内少数派や被差別部落民の権利拡張を体現し、戦後は民主化の気運の中で一時は村政や郡農政を左右する力さえ持ち得た。しかし、その際にも井上の活動はあくまでも被差別部落民や小作人を代表するものとして機能した。したがって、井上の生涯全体は、日本

の農村に民主主義がどのように根付いていったのか、あるいは、挫折してしまったのかという問いに対する答えを見いだすための格好の材料であるということもできよう。

二、井上良一の生涯

井上は、一八九〇年（明治二十三）八月二九日静岡県小笠郡南山村一の谷に生まれた。一の谷は、草履作りを中心とし、小作、熊手作り、季節によっては茶摘・茶採みの手伝いなどによって生計をたてるやましいの小さな村である。井上の父もそうして生活していたが、払い下げられた御料林を開墾することで若干の農地も所有するようになつた。井上が成人する頃には茶園を買つたり、養蚕をはじめるなど、ようやく農家として自立する可能性がでてきたのである。

井上は、一九〇五年（明治三八）東京に出て奉公する。日比谷焼打事件に遭遇したのはこのときである。東京での生活は約一年間と短かったが、一五歳と多感だった井上に与えた影響は大きく、その後一の谷の改善運動に立ち上がりのもの、同じ上京経験のある今坂賢一郎と相談の上のことがあった。

井上は河東小学校在学中に差別体験を持っていたが、奉

公から帰つてからも、茶摘の出稼ぎ先で、熊手の行商の際に、神社の氏子問題で、部落に対する厳しい差別に何度も出会うことになった。井上の活動は、おおまかにいって、次のように整理することができる。

①青年団、婦人会、戸主会などによる一の谷の組織化（一九一三年）

②県下の部落改善運動の中心としての活動。一九一九年部落改善小笠郡同志会の発足はじめ一九三一年静岡県融和団体連合会の結成に至るまで

③一の谷の地方改善事業の実行（一九二一年）。一の谷と本村との間のトンネル開鑿から共同製茶事業、養鶏事業など一の谷の社会的・経済的進出をめざす諸活動、さらに草履の統制や満州視察など戦時下の資源調整事業も含む（表1、2参照）

④村政への進出。村委会員、村長選挙への出馬（一九三三年）
⑤小作人運動、戦後の農民運動（一九三八年頃）
⑥民生行政の末端としての活動。一九二一年小笠郡地方改良事務嘱託をかわきりに中泉職業紹介所、静岡具社会事業協会書記などを歴任。さらには農地委員も公的職務に属するが、民生・福祉関係がほとんど

このうち、①～③は戦前が中心、④～⑤は戦前からはじまり、戦後初期にピークとなる。井上は、一九四六年（昭和二一）、二月南山村農民組合結成に際しては組合長、同年六月小笠郡農民組合連合会結成に際しては顧問に就任、一二月南山村農地委員に選出され、翌年二月村農地委員会長、県農地委員に就任、三月には、村農民組合の推薦を受けて村長選挙に出馬した。これらの活動はいずれも被差別部落のみを対象とした活動でもなければ、被差別部落のみの支持を受けたものでもない。そこに、この活動の意義があり、井上の真骨頂があつた。しかし、同時に①～③と無縁の活動でもなく、むしろ井上にとって延長線上にあつたともいえるのである。

井上は、戦後さらに三七年間生きて一九八一年（昭和五七）一月一八日亡くなった。九一歳。

三、翻刻史料の解題

最後に、今回翻刻した史料を読む際に参考になると思われる事柄について若干触れておく。

井上の生まれた一の谷は、近世以来河東村に属し、明治二二年河東村と高橋村とが合併して南山村となつた。明治二十四年当時、南山村は戸数四七四、人口二三一九（旧河東

一九三四年）である。

一の谷は、水平社結成の盛んだった西部に位置したが、西部の一九部落のうち一六番目の規模、水平社結成部落としては最小であった。

一の谷の規模を考えたとき、井上が静岡県融和団体連合会の幹事や県農地委員会の議長を務めたり、村長選挙に出馬したことが、どれほど異例なことであつたか想像できよう。

表2 1923年隧道工事決算表

総事業費 14,383円51銭 (円)

収 入	
南山村費助成金	2,000
県費助成金	1,162
隣接町村寄付金	1,133.35
部落同志者寄付金	604.20
砂利壳却代金など	1,100
今間組負担金	3,404.51
一の谷組負担金	4,316.25
合 計	13,720.31

支 出	
測量費・設計変更分	145.13
請負業者鎌田分	5,600
請負業者松下分	1,500
南出口工事追加分	2,827.50
潰地買収費	2,276.71
開通式諸費用	262.57
その他諸経費	1,100.91
合 計	13,712.82

表1 一の谷関係地方改善事業一覧

年度	事 業 名	助成金 (円)
1923	坊之谷今間隧道工事	3,162
25	中道改修工事	400
26	丸一共同製茶工場設置	390
27	"	390
28	"	390
29	開拓事業	450
30	"	480
31	養鶏事業	1,100
32	"	1,600
33	下水改修事業	1,180
34	二之谷道路改修工事	1,500
35	隧道側溝構築	900
36	沢地道路改修工事	1,310
37	隧道出口及入口護岸工事	700
38	植林	1,200
39	中道改修継続工事	1,000
43	婦人修養事業	1,300
44	共同作業設備事業	1,800

この中に、小笠郡下のすべての被差別部落とその有力者が登場する。史料中に現れる団体の中で從来知られていたのは、帝国公道会の機関誌『社会改善公道』に紹介された「平田村風俗改善同盟会」（史料では「風俗改善会」となっている）だけであろう。平田村風俗改善同盟会は、「融和事業功労者事績」「中島伊佐吉」の項にもその名が見える。

第三節は、いよいよ静岡県水平社結成の経緯をめぐる部分であるが、これらも從来全く知られていなかつた事実ばかりである。そこで、小山紋太郎、加藤弘造、杉本繁、九島作一らの名は水平社の機関紙類でその存在が確認でき、翻刻史料の記述をうらづける史料に事欠かない。静岡県水平社の中心になつたのが浜松や島田であつたのも記述の通りである。

しかし、島田の資産家加藤弘造が機関紙類のパトロンであつただけでなく、静岡県水平社の活動を全面的に援助していたことや、井上のような融和運動家への働きかけにも自ら赴いていたことが知られたのは、この史料がはじめてである。また、ある個人が水平運動に参加するか、融和運動に参加するかを決める際、「某が（水平社に）加入してその下につくのは否だから融和会に」といった動機で動いたものがいたことも記されている。部落改善小笠郡同志会会

表3 部落規模別・地域別水平社結成状況

地域別 規模別	東部		中部		西部		規模別 部落数合計	規模別 結成数
	賀茂 田方	駿 東・富士	庵 原・安 倍	志 太・樺 原	小 笠・周 智	浜 名・引 佐		
人口1,000人以上	0	0	0	0	2	2	4	3
500人以下	0	0	0	2	1	2	5	3
300人以上	0	0	0	2	3	3	8	4
100人以上	4	4	4	5	2	1	20	5
50人以上	4	4	0	0	1	1	10	
50人未満	2	1	1	0	0	1	5	
地域・郡別 部落数合計	10	9	5	9	9	10		
地域・郡別 水平社結成数	0	0	2	5	6	2		

拙稿「静岡県の水平運動と『自由新聞』『平等新聞』『静岡県近代史研究』第十二号（1986年9月）所収

翻刻史料は『自叙伝』のうち、第十章「融和運動」の全文であるが、第十章は、第一節「発生」、第二節「部落改善小笠郡同志会創立」、第三節「全国水平社静岡県支部発

足」、第四節「融和会の発足」、第五節「差別事件の回顧」で構成されている。また、冒頭、参考までに序文も掲載した。

第一節は、被差別部落の起源について述べたものであるが、特に独創的なものではなく、井上が融和運動に携わる中で得た知識を整理したものである。当時の融和運動家の部落理解の水準を知るうえで参考になる。

井上が典拠とした研究者は、加藤拙堂、喜田貞吉、下村春之助、今井兼寛らである。このうち、下村、今井らは静岡県社会事業協会がしばしば融和問題講演会の講師を依頼しており、『静岡県社会事業協会会報』（以下、『会報』と略記する）にその講演内容が連載されたり、パンフレット化された配布されたりした。なお、井上が自説の典拠として掲げた「融和の近みち（捷道）」であるが、同タイトルの論文が『会報』第二号に掲載されている。この論文は匿名であるが、今回の翻刻史料によつて、『会報』の論文は井上のものと推定することができる。

第二節は、いわゆる部落改善運動の顛末を記す。その中心は、部落改善小笠郡同志会に関するものであるが、これまでその存在さえ知られていないなかたこの組織の結成から消滅まで、協力者や反対者の氏名はもちろん、警察の干渉、会場の選択の過程に至るまで詳細に知ることができます。

さえ忌避していた宮下文四郎が水平社に加入したのはその最たるものである。宮下の対立者は、伊藤林蔵であった。

井上に關していくえば、加藤、小山が連れ立つて水平社の勧誘に來訪したとの記述や、井上に委員長就任を要請したとの記述が注目されるが、それ以上に井上と加藤らとの路線上の対立点を明らかにしている点が興味深い。

井上はすでに改善運動の経験を持つており、加藤、小山上の考え方については正確に理解している。その上で、井上は「官民合同の行き方で国民の理解と認識を高めなくてはいけない」との考えを示したという。もちろん、この記述は、『自叙伝』を書き記した時期、すなわち後年の記述に過ぎないが、井上のその後の歩みを一言で言い表わしている。そして、井上が水平社の機関紙で名指しで批判されたのも事実である。

井上は、『自叙伝』の序文で部落問題解決の目標を、①差別撤廃・人格尊重、②内容の充実、③社会的進出の三点に求めている。そして、これらは農民運動の目標にも符合する（農民運動の場合、①農村の民主化、②経済的機会均等、③社会的地位の向上の三点）。つまり井上が生涯を費やしたふたつの運動に共通するテーマと考えた。井上は、戦後、農民組合の幹部と農地委員という両面から農地改革に取り組み、あくまでも小作人の利益のためにこれを推進

しようとした。これは井上にとって、戦前、県社会事業協会の書記（あるいは村會議員、戦時下には食糧調整委員）と融和団体幹部というふたつの顔ですすめた融和事業を彷彿させるものであった。

いざれにしても、井上の水平社拒否の姿勢は固かつた

が、水平運動には一定の理解を示した。浜名郡吉野村の北

谷からは今阪庄五郎が水平社に参加し、一の谷は水平社と

融和会で「折半」されたという。

第四節は、いわゆる官製融和運動の組織化の経過を描

く。從来上意下達といわれてきたその過程にも井上なりの思い入れがうかがえる。この節の内容と関連するのが、他章に描かれた地方改善事業の進展や第五節の差別事件の調停活動などである。第五節は、融和運動とはいっても、実際の場面において妥協的であったとは限らないことをよく示している。なかでも重要なのは高松神社氏子問題であるが、これについては井上も草を改めて詳述しており、紙幅の関係から本翻刻からも割愛せざるをえなかつた。

翻刻史料は、水平社創立期の実情をうかがわせる史料、しかも水平社に参加しなかつた人物から見た水平運動の記録として独特の意味を持つ。しかし、これは当事者の主観を通じて記述されたものであり、一定の期間を置いて書き

記されたという点からも二次史料としての限界を免れない。

たとえば、第四節に静岡県融和団体連合会の役員名が掲げられているが、『静岡県社会事業概観』などでは次のようになっている。

会長 大石廉一

副会長 岡本教一、北村電三郎

常任幹事 田崎佐嘉十

幹事 茗荷信三、江馬衛、渥美茂吉、大高蓮三、大井新

一、青木与吉、大塚円市

ただし、翻刻で副会長とされた加藤弘造は一九三四年（昭和九）、茗荷は一九三六年（昭和一二）に実際に副会長に就任している。逆に、一九三六年には岡本、北村が辞任し、井上や北村義雄らが幹事に選ばれている。したがつて、井上の記憶する役員は創立時のものではなく、一九三六年段階のものであることが推定されるのである。このようない記憶違いは随所に見られ、可能な限り（）で補つた。また、もともと史料にあったカッコは、「」で記して、区別することにした。とはいって、『自叙伝』の書かれたのは一九五〇年代前半であったと考えられ、すでに四〇年近い歳月が経過しており、戦後初期における証言としての意義は失われない。

最後に、当時まだ学生であった筆者の訪問を温かく迎えてくださったご遺族の方々、この史料の存在を教えてください。杉山金夫氏（故人）には、あらためて御礼申し上げたい。

（資料）

『自叙伝』

井 上 良 一

序 文

一、私の生涯は一生を通じて改善改革の継続である。是れが私に与へられた使命であつたかも知れぬ。この自叙伝は子孫や親戚の後輩が発奮ともなり、後の世に歴史上の参考にもと思って書いたのであって、社会に公開する目的ではない。だが併し一節でも一頁でも一般の参考に資するものがあつたら少しでも活用される事は最も望（ま）しい事である。

一、此の自叙は世界に一書しかないので転載移動を禁する為め家から持出してはいけない、必要な個所があつたら書写して貰ひ度い。

一、この書を書く時は福祉相談の忙しい余暇を避いて（割いて）朝食前とか夕食後とかに一頁、二頁と一ヶ年を要して書き終り、後に読直すとか校正とかはしてないから字句の違いや誤字も多い。且、文章も友人に話す程度に記憶を辿りつつ筆記したので不備の点が多いが、前后を参照して判読して欲しい。

一、此の書の中から出で来る人々の敬語を一切省略してあるこで御寛容を乞ふと共に又、私に協力してくれた人、指導や支

援をしてくれた人も少なくないが心から多謝する。

一、年次的に多少のずれもあり順序も違ふが、成るべく判読し易い様に分類して章別節別にしてあるから目次を一覧されたい。

一、此の自叙では私が非凡である様に自我昧暎の感なきにしもあらず、且又必要以上の事も記してあるが、目的が社会に公開する意味ではなく子孫や後輩に對して人間は努力次第にて或る程度のことは成し遂げられる、「至誠天に通す」を身を以て体得した事実が証明する事を伝へたいからである。私の意を諒察されたい。

一、想ふに私は明治三十九年頃在京中に、都市と農村の生活の差異点、部落と一般の差異に不審を持ち、之れが改善や解決をと絶えず目標に於て進み、部落解放の目標は①差別撤廃・人格尊重、②内容の充実、③社会的進出を、又農民運動としては①農村の民主化、②経済的機会均等、③社会的地位の向上を高く掲げて四十余年戦苦闘の道を切拓いて来たが、目標の一端は成し遂げ個人的には先生と呼ばれて困る人々の相談相手となり、社会的には農地委員静岡県協議会長や同委員会の県の代理議長も各方面の支援の下に大過なく勤めて何等心残りはない。

一、私の友人には家もなく職もなく晩食ふ食のない様な社会のドン底の人達や大臣元華族の人達とも親交があり愉快でもあり、且又私の人間解放のよき勉強ともなつた。

一、言葉多くして意の充分通じないのは私が無学だからである、茲にも留岡幸助の学問の必要を痛感するものである。

よい、日本に俄かに宗教が渡来宣伝されたので坊主が門に立って経を読むことにより善男善女は良く布施した、故に誰も彼れも一時の営業として俄坊主が増えた。菅(菅原)道真の祖父三善清行のしょもつ(書物)の一節「頭に髪を頂き口に生臭を喰ふ俄坊主が今や國中の三分の一にならんとす云々(一)」と天下の悪政を嘆いたとあり、「文学博士喜田貞吉説」、かくの如く多勢の坊主では出す方が続かない、仍て坊主は競争をする。唄念佛、踊念佛遂には鑼を叩き太鼓を打ち笛を鳴る様になり、更に集団的になり宿がないから橋の下に小屋掛けして暮した。仍て永い時代河原乞食といふで乞居役者の元祖である。勿論非人である。橋の下や河原には他の非人も宿ったが彼れ等は赤い着物青い着物で賑々しく出入するから一般の目によく映り非人の代名詞の如く代表者の如く河原物と呼れた「下村春之助説」。中略徳川幕府の時度々の百姓一揆を鎮撫策として身分に上下階級を付けた、即士農工商穢多非人乞食と称し穢多非人のうちに床屋、湯屋、野鍛冶、猿舞、祭文、長吏、箕作り、鉢叩き、役者等々二十八職を並べ其の上に百姓は在りと煽て押へたのだ「今井兼寛曰大講師説」。

明治維新となり人間的の此の不合理を説き明治政府に再三の建白書を上げた者に天也、大江卓、大木伯其他あり。遂に容れられ明治四年太政官の布告となり、爾今穢多非人の称を削り平民たるべきなりとこれを解放令といふ。又新平民と差別の言辞も残り且集団的部落を形整(形成)して居るので特種部落とも差別侮蔑した。維新後屢々解放的平等的通牒は発せられたが受理する役場吏員初め差別意識強く下に徹底せず該当者部落民自身もその不合理

第十章 融和運動

第一節 発生

その發生を簡単に述べると、先づ第一問としては大化の革新(革新)、聖德太子は世に善政を施き各種の改善改革を行ふた中に農地の大改革がある。當時の農民を登録して各自に耕地を三反五反宛頒布し自作農として精進せしめた「千八百年前」。其後に悪政により年貢の増率、又は二重取りを行ふた事がある。其の土地に生活して居れば過酷な年貢を強要され、現在の強権発動と同じく刑罰に処せらる、他国へ転出すれば即ち登録名から消えて年貢を免れる、所謂脱税行為する者が続出した。戸籍の序に登録してある者を公民といふ、他国に転出登録を消滅したものは非公民といふ、後に非公民が非民、非人と略称された。

第二問、昔は凶作過作といへども他国より食料が輸送されない、飢饉の為に空しく死ぬ時に何千何万人と集団的に餓死した例が沢山ある。かかる悲惨な時は隣国に又は東国と西国に食料があると人伝に聞けば集団的に移動する、爰に又集団的非人が出来る。第三問、地震も他の天変地災、又は戦争の殘敗者、落武者。

第四問、個人的の罪科又は喧嘩借財々々の夜逃げ、又は親の敵討、又は敵等々世を隠くて生きる者等々は皆非公民である「加藤拙堂東洋大学教諭談」。故に悪政、政治の貧困、天災地変等により非人は増大する非公民には一定の職がない、生きがんが為めにいろいろの仕事をする、無資本にて簡単に収入のあるのは坊主が

を知らず身分の異つた者位に歸めて居つた。一方部落民には土地を売らぬ、結婚をせぬ、名譽職を持たせぬ、官吏に登用せない等の不文律の規定、黙契があつた。人間名譽もなく、土地も買へない、立身出世が出来ないとせば、貯金する必要も學問の必要もない。部落民が貧困の理由も無教育も衛生思想もすべて、所謂一般より遅れて居るのは以上の理由からである「井上良一、融和の捷道に説く」。

又言語風俗が悪いのは、前述の如く一般からは冷い風が吹く如く嫌れる、その反比例に部落同志は同病相憐むで助け合仲よく温かい風が吹く、例へば九州の人でも四國の人でも初めは警戒して交際して居つても少しずつしてから部落同志である事が判つた刹那一度に百年の知己の如く仲間同志と心を許し合い直ちに言動迄馴染くなる、馴々しくなることは粗略になる事で、例へば初は今日はと挨拶しても次第に今日はとは言ない、只ヤアといふて済す、更にヤアといふ挨拶も交わさなくなりそれで意志は通ずる如く總て粗略になる、之れが言語風俗の悪い理由である「井上良一融和の近みちに説く」。

而して明治も過ぎて大正初期から全国の先輩立上がり、此の不合理を政府に訴へて書物にも載る様になり、部落の有志のうちに多少自分等が故なく差別圧迫されて居つた事が判り發奮する自尊心が現れた。發奮する事は經濟の安定、教育の振興、言語風俗や環境の改善であるが、理屈では判るが、永く圧迫されて到底に突落とされて居つたものが一朝一夕に立上るのは至難であつた。而し実行せねばならない緊急事態である。

第二節 部落改善小笠郡同志会創立

この不合理を是正する第一着として私は自区の青年の発達、戸主会、婦人会、互助講等を企画すると俱に一区のみの改善でなく少なくも全県下に啓蒙したい。その手初めに郡下の同志を糾合し歩調を合せたいと念願した。偶々今坂賢一郎「篠田佐一郎弟で秀才で東京岩倉鉄道学校卒、上野駅勤務で病気一帰省中」「彼は病気全快、県社会課に大正九年私の斡旋で勤務」と部落の改善、不合理の差別、農村と都市の生活の差異等彼も東京生活五年で身を以て体験して居るので想は一致で（思いは一緒で）私が意見に一々共鳴して私を病床から激励した。私も又病友の意のある処をよく宣伝普及した。

而して私は部落同志会を創立すると趣意書を草案した。偶々巡回に来た巡査に渡れた。遂に県警察部よりその草案を提出せよと命じられた。数日にして堀之内警察署長に招致され、県よりの命で計画は甚だ結構であるが趣旨が極めて大きいから万遺憾のない様先覚者の指導が必要だ、その先覚者は郡下では南山村正林寺田中靈鑑がよからぶと指示があったと伝達された。

私は県が宗教家を選ぶなら、私は中村滿勝寺林貞通師を選び度と述べ、県の指示をその儘同師に述べて協力を求めた。同師は一言の許に快諾し、かかる社会問題は元来宗教家のやるべき事だ、是非私も仲間に加へてくれ、同志が集合する時間寺を解放す、虫臭い米もあるから提供する、紙や筆墨の用意もあると大乗

氣、私も大に意を強ふして種々打合せた。先づ部落を巡回して遅れ居る同志一同を集め演説会から初める事になり、小笠郡下は八ヶ部落区、郡下が纏つたら様原、志太へも進み県下を奔走せよふと、其の日程を定めた。

尚同師は部落の發生や、内情がよく判らぬから、此の面は君が専門で拙僧は宗教から見たる社会問題として研究する云々、と大に張り切り、爰に兩人は大正八年八月一日掛川町東区に於いて第一次部落改善講習会を開く為めに会場寺院を借り受ける時に、総代宮下文四郎大に異議を唱へ、寺院を貸せないので止むなく寺の広場で講演した。林師は宗教と社会問題としての部落を説き、私は部落改善の要を力説した。聴衆は総代兼区長宮下に遠慮して出席悪しく、僅かに五十名位だった。約二時間半にて終った。八月五日掛川西区に同所には親戚もありて寺院を会場に区民総出演に、更に東区からも参加し盛大であった。区民服部常吉も五分間演説に大に共鳴の程を示した。六日笠原村、続いて睦浜、千浜、平田、中村と同月中に一週（周）して連絡の上代表者を満勝寺に集め、同志会準備会を開く。其の日の申合せは小笠郡同志会結成には賛成、而し会場の満勝寺より本勝寺は吾々の菩提寺だから本勝寺にとの要望、九月十七日結成式を土方村川久保本勝寺に開く事を決議した。夫れぞ代表者から連絡、其他私より通知、一方本勝寺の住職志村日浩師に経過を話し、協力方依頼し、更に会場の快諾を得た。

大正八年九月十七日出席者、宮下文四郎「反対したる」、石貝八十八、石貝市太郎、柳沢玉太郎、伊藤権作、伊藤林藏外一、

三、以上掛川東区。西区、服部常吉、服部一郎、服部幸三郎、服部節一、其の他。笠原村岡本小三郎、小笠原某、藤原美代造、三浦初蔵、其の他。睦浜村松下市太郎、酒井伊作、酒井清五郎、其の他。千浜村本間国吉、清水星一、藤原儀一、村松仙十、其の他。南山（村）井上良一、井上佐吉、澤田佐一郎、佐十郎、其他。平田村中島伊三吉、同源次郎、鈴木熊十、宮島吉万、其他。中村笠原舛吉、松下市松、松下浅一、笠原高吉、松下儀三郎、松下仲蔵、其他、約七十名、決議事項、部落改善、風俗改善、連絡実施、差別撤廃の建議等、役員選挙の結果、理事官下文四郎、伊藤林藏、三浦初蔵、酒井清五郎、本間国吉、井上良一、中島伊三吉、笠原舛吉、会長互選の上井上良一、顧問中島源次郎、石貝八十八、爾今毎月一回、連絡集合を申合せ散会した。併し此の会は最初の事にて趣旨も徹底せず、且つ区長も通じない準備に不行届の点と、良一が物好きとか貧乏の癖に生意氣だとか反対するものもあり、事實上有名無実に終つた。

併し此の会合が動機、自覺のチャンスとなり平田村に風俗改善会、中村に部落改善会、千浜村に北進会等々設立し部落内にては専ら活動した。中村の最上弁通といふ僧侶も亦伊久身といふ中村駐在巡查も率直に協力した。大正九年本県に社会課が設置され、以来此の問題も取り上げ大正十年初めて松井豊吉主事、鈴木正吉郡書記、北村電三郎「吉野村長」等部落を巡回講演された。私は彼等の指導は消極的であると面罵したり且も資料を提供したり文書の往復したりして連携を保つて居つた。

當時県会議員で島田町財閥「後代議士」加藤弘造が面談したいから日時を与えてくれと書面が来たので私は返事をして待受けた。意外にも彼は水平社小山紋太郎、杉本繁、其他、島田町、岡部町の某々、八人を引率して私宅を訪れた。要旨は部落改善の

第三節 全国水平社静岡県支部発足

（十一年の記）

大正十三年、奈良県下に於て差別問題に端を発し、坂本清作（ママ）、西田万光（西光万吉）など率先して一大団結を叫び、京都丸山公園（岡崎公会堂の隣まり）に全国大同盟結成の運動として満場一致議決、其の綱領に曰く、一、吾等は吾れ等の團結により絶対解放を期す、二、吾等は人間性に醒め差別悪を撤廃する、差別者に対する徹底的糾弾を為す、之が名称を全国水平社と称し各府県に支部を置く、其他、之れが有名な彼の水平社である。

忽ちに全國の部落は共鳴参加した。それは前述の如く部落は永い間圧迫されて居つた。此の憤りに同情的言動に対しても忽ちに共鳴せるのは此の苦痛を味つて居る部落民の共有性である。而して強き團結となるのである。静岡県は勿論支部が出来た。全国的には當時奈良の西光万吉、阪本清作（清一郎）、大阪（ママ）の南梅吉、京都（ママ）平野小剣、九州松本治一郎等有名であった。本県にては先づ浜松市福地町を初めとし志太郡島田町、岡部町協力な（強力な）団体が出来、福地町小山紋太郎を執行委員長として県下部落を遊説した。

當時県会議員で島田町財閥「後代議士」加藤弘造が面談したいから日時を与えてくれと書面が来たので私は返事をして待受けた。意外にも彼は水平社小山紋太郎、杉本繁、其他、島田町、岡部町の某々、八人を引率して私宅を訪れた。要旨は部落改善の

本元は君である、君が水平社に加入せば県下は忽ち全部加入する、而して協力な（強力な）団体となるから共鳴してくれ、更に諸経費、運動資金は加藤が引受けけると非常なる張り切り方であった。私は此の熱意に対しても多謝する、又共鳴もするが私自身が加入することは出来ないと述べた。彼等は熱心であるべき私は勿論喜んで加入すると期待にしたのに之れに反したので、爰に議論となつた。又執行委員長に就いてくれとも話が出た。併し加藤氏と私は四時間に亘り激論となつた。意見の相違的（点）は、私は物には順序がある事と解放は一致して居つても行き方が自身の力でやる水平社の行動には賛成しない、差別は心の問題だ、故に国民運動として一般が差別撤廃を主張する、所謂官民合同の行き方で国民の理解と認識を高めなくてはいけない。之れに対する彼等はそれは生温い、吾々が悪くて部落になつたのでない、罪は社会にある、依つて社会は吾々に謝罪すべきである、自分のことは自分の力でやるのが早道だと私の観念が遅れて居ると痛論した。四時間の後物別れとなつた。

然るに翌日よりの機関紙「加藤氏自費発行の水平新紙」に、井良は部落解放を阻害して居る、井良は部落の大だと四十日連続に掲載した。此の記事の中には若干の事実もあるが、大部分が事実無根か又は針小棒大であり人身攻撃が多い、或る日私は堀之内警察署に名誉毀損で告発せんとした。署長曰く、私も毎日此の記事は読んで居るが、君が羨しいと思って居る、君が水平社と違つた考へを発表して居るが、君の正しい議論を毎日発表して居るが、水平社の人々は何と思つて居るか知らないが、水平社意外

（以外）の部落民は君と共に鳴し、又一般社会も君と共に鳴する、之れは君が自費にて発表すべき程の物であるのに先方が四十日に亘る宣伝で君の名声と正しい自論、強固な意志が県下に知れ亘つた、私は羨しいと思つて居る、告訴どころか何時迄も書いて貰いたいと云々。

此の署長の言にもある通り、部落内にも私と同じ意見も多数あつて、各部落は水平社に加入するか融和会に加入するかは二分した。現に一村挙げて加入した部落は一ヶ所もない。殊に部落には勢力争ひ又は自己的反対等内抗は絶えずある。之れが政党にも影響する如く、水平社の真相が（は）判らないが某が加入してその後下につくのは否だから融和会に、と主義主張は第二次で運いた（ママ）のもある。

現に部落同志会の演説でさへ阻止させた掛川町宮下文四郎は率先进一統を引連れ水平社に加入了。それは伊藤林蔵が融和会であるので反対した。之れは島田にも平田にも岡部にも相良にも、且つ南山でも私が融和会で（今坂）庄五郎氏が水平社で自区は折半であった。當時喜一郎妻、佐十郎、万吉妻等々島田出身を以て水平社に参加した。而して県下類別して四〇%は水平社に加入、之れが僅か數十日の間に恰も無人の原野を行く如く直ちに結成された。物凄い勢いであつた。殊に新しい団体で行動が集会でも言論でも実に熱心であった。笠原村も園田駒吉を長として約半数は加入した。

島田町宝座に、南梅吉、西光万吉、平野小剣、北村（北原）泰作其他有名人を招き大演説会があり、私も参加した。出席者一千

人以上、誰も彼れも卓を叩いて悲憤昂憤し熱弁を、平野小剣、南梅吉、実に感動させられた。時に（特に）若い北村（北原）泰作「岐阜県」、私は今年兵隊に行くが万一軍隊内で差別があれば鉄砲をついて家へ帰つて来ると演説して仲止（中止）された。私は此の男の勇敢さを脳裡（裏）に止めた「果せる哉、彼は軍隊内にあって軍服のまま部落解放を陛下に直訴し不敬罪として服役した」。實に花々しい行動であつた。島田町久島作一は之れと対応して大木伯、遠藤内部（務）大臣等を招き、大講演会を開いた如く融和会と水平社は対立した。

平野小剣、南梅吉などの話は誠に穩やかでよいと私も思つたが無学の末端に来ると虎の威を借りる狐で威張り困つた。少しの事でも事件を大きくし徹底的叫（糺）彈をし謝罪文をと、或は酒を金品を受けたりして漸やく末端の人気は解放とは逆に恐怖心を懷かせ溝は却つて深くなつた憾がある。併し一方県は水平社の発生に鑑み急速に予算も増加し頻繁に講習会を開く、中堅青年講習会とか指導者講習会とか名（銘）を打つて三泊五日の講習会を主として寺院を会場とし先づ浜松市源忠寺（ママ）、普濟寺、可睡斎、法多、應聲院、相良平田寺、静岡普濟寺、清見寺（清水の清見寺）か、満勝寺、宝珠寺等々。私は大正十二年掛川報徳寺を第一回とし昭和十五年信州八ヶ岳を最終とし二十数回の講習を受けた。源忠寺など谷龍之助、下村春之助、加藤拙堂、今井兼寛、喜田貞吉等々一流の講師であった。相良平田寺の時など松本学知事も自ら宿泊して行動を共にして範を示した。

又中央には平田（平沼）駿一郎男爵を会長とする中央融和事業

協会が設立され、初代常務理事「千浜村出身で私の師中島秀清娘ふじの夫」で赤堀郁太郎、二代目谷龍之助、三代目菊山嘉壽であった。大正十四年東京日本青年会館に於ける全国融和事業大会に出席し、議長平田（平沼）会長の時文部大臣代理清水督學官と私は和歌山県提出徒弟教育に関する件につき意見が対立して此の清水氏を立往生させ、私の回答なきうちは議事を進行させないと頑張った。見兼ねた松本幸氏が私に接（折）衝して許して呉れといふので、私は私の主張は先生の雑誌を五年間読んで学んだ論旨だが違ふか？と尋ねたら彼も大に閉口した「松本学（幸）といふのは大木伯や大江天也、有馬頼寧伯の公道会の幹事で公道といふ雑誌で多く私は学んだ」、更に私は此の日の発言を殆ど独占して意見を述べた。清水督學官との件は遂に平沼議長が仲に入つて清水氏の認識不足を認め私も譲つた。此の日静岡の井上と認められ山口県の姫井伊助「県議」、和歌山の近藤、奈良の吉川吉次郎、群馬の坂中保其他からの訪問を受けた。

一方水平社も亦花々しき活動、全国と連携して小山紋太郎と屢々自区へも来た。私の真意も彼等にも判り部落の大と酷評された私が却つて骨があるので先方から握手した。私としても水平社の行動に面白くない点はありとしても、各自の熱意には敬意を表して居つた。その後有名の四国の高松裁判所の白水、山下の検事・判事が調書のうち特種部落の失言から問題が拡大し、全国的の問題となり小山氏等も資金カンパの為め訪問あり、一夜語り合つた。又は九州の松本治一郎「後の参議院副議長」等一統が徳川暗殺企画とか貴族院議長及公爵辞退勧告等の事件等もあった。又、

政治的には無産運動とも共産党とも連絡する等もあった。大正十三年より一、三年は全盛たりしが追々衰微した。併し現在尚全国解放連盟（部落解放同盟）ありて松本氏が統率して居る。

第四節 融和会の発足

昭和五年中央に於ける融和事業大会に出席し全国の状勢を勘案し從来部落改善として部落を対照（対象）として居つたが、爾今（自今）部落改善と差別撤廃と併行（並行）して行く、即ち部落自身は内容の充実を、一般に向つては差別的事象を是正すべく内外一丸しての融和会の必要性を時の村長山内孝（幸）一郎に説き、初めて村費予算金三十円を以て南山村融和会を同年十月結成した。

会長山内幸一郎「村長」副会长渡辺吉三郎「校長」常任理事井上良一、地区代表と村委会員を以て理事とし、村民全体を会員として結成大会を開き県の安藤主事を招き講演会を開き、爾後事ある毎に趣旨の普及に努めた。翌昭和六年四月小笠郡融和会結成、大日本報徳社に結成大会を開き、郡下全部落代表、村議、学校方面、青年団等約六百名の出席の下に、中央より下村春之助、県より安藤主事を招き講演会を開催した。郡町村会より一千円の助成あり、之れにて各部落とも正式に連携連絡が合理化されて趣旨徹底に努める事にした。

会長様葉忠藏「県議、郡町村会長」、副会长鈴木理一郎「掛川町長」、常任理事井上良一、理事伊藤林蔵、宮島万吉、曾我祐幸、

幹事 大塚 円一	榛原
八木 有群	榛原
金子 敏	庵原
石井 始	静岡
評議員 竹中 貢一	相良
中山 源一	南山
鈴木理一郎	掛川
芝田佐平次	笠原
熊切 貞助	中村
黒田 節三	平田
藤原治郎兵（衛）	千浜
山田 佐平	陸浜

其他各町村会長全部評議員

連絡会議—講演、講習会、中央との連絡打合、視察等々相当の活動をした。就中生活改善に意を注ぎ私も生活改善指導員となり各町村に趣旨普及に出張し、遂に静岡県生活改善指導監督員となつて眞面目に動いた。

兎に角大石会長は県議にても右翼でよゝ県を動かし、予算もとり、且つ各郡の主事を幹事とし町村会長を評議員として常に連絡統制を保ち順調に成果を上げた。併て大石夫妻はその効により昭和十三年菊見の御宴に御召出しになり、御席（陪）席の栄を賜り、厚き御言葉を賜はつたと、次ぎの役員会に於て報告し、彼れは感泣し末代迄も家門の誉である。之れも諸君が一致して協力、努力して呉れた贈物であると感（歎）喜した。

山内幸一郎初め各関係村長、事務渥美茂吉「郡主事新野村」、会計岡本善夫「佐東村」、陣容整い毎年一回以上の総会と部落の外が、之れが合法的に連絡を保つ必要上設置を見たので第一回設立総会を静岡市葵文庫講堂を開く、中央より平沼会長を招じ盛会であつた。宣言、決議等省略、勿論知事も学務部長も出席した。役員、左の如し、

会長 大石 廉一	「県議、吉田村
副会長 加藤 弘蔵（造）	「県議、島田
常任 茗荷 信造	可美村
幹事 斎藤貞二郎	志太校長
後藤僚遠（雄か）	長岡僧侶
常任 田崎佐加十	川崎
幹事 井上 良一	南山
石川 喜一	相良
田中義三郎	伊藤 林蔵
青木 與吉	掛川
北村 義男	小山 林
茗荷 茂平	浜松
渥美 茂吉	吉野
名残 小笠	名残

然るに爰に甚だ遺憾なことがある。夫れは昭和二十九年の事である。榛原郡連合婦人会の役員会が吉田村に於て開催された。その会長である某女「大石会長の長男八治の妻」は偶々不良青年取扱方の件につき私の村にも特種部落があり、其のうちに一人の不良があるが、之れが部落民一般に影響云々と語った。其日の講師某は特種部落とはと反問した。彼女は特種部落とはと指を四本示して新平民の事ですと答へた。全席して居つた相良町田中某の妻女は絶えられず（耐えられず）無言で帰宅し夫に告げた。区の問題となり直ちに地元の吉田村神戸並に川崎町静波に連絡した。爰に事件は表面化し、県の人権擁護局に訴へた。擁護局に於ては民主的であるべき今日、重大事件として調査に乗出した。県も亦該当者の夫は現県会議長大石八治である。事件の成行に依つては彼の政治生命にも関するので他町村に判らぬうちに繰み（揉み）消して落着させた。勿論常任理事で大石会長の知遇を受けて居る田崎佐加十なども尽力したであるふさ。私は此の事を服部初太郎より聴取したのは三十年の四月であった。彼れ服部も事件の最中に全国解放委員として此の事件に立合つて納た（収まつた）と目ら報告した「以上は服部初太郎談」。

私は思ふに是れが余人なら兔ニ角、大石八治の家族とすれば許難いと前述の事情を語り、且廉一の死亡の時は部落有志は花輪を送り葬式に参列した事も考へて遺憾の極みだと服部初太郎に語つた。一度解決したので再起する（る）ものと考へて其儘にしたが、総ての内容を知つて居る。私は甚だ心外である。融和会は昭和十七年の戦争熾烈の時機に一応十ヶ年計画も終つたので解散した。

第五節 差別事件の回顧

大正十三年高松神社氏子問題は第七章一二七頁に述べたので省略するが重大な問題であった。

大正十四年十月篠田佐一郎の要請により「当時彼は森町にて豚の仲買」彼は商売にて浅羽村の立花屋に飲食して居った。或る日全店の女中お花に対し全村駐在所稿（橋か、以下同じ）巡査がそのバンドを見て皮ボの巻く物だと云々、隣室で聞いて居った。佐一郎は無念で絶え（耐え）られない、何とか話を付けてくれと云はぬと頑張り、如何に説得しても知らぬ存ぜぬの一点張り、二時間も押して見たが反応がない。依て私は君は私を誤解して居る、私は話を小さく片付けたいので自身で来た、佐一郎は云はぬものを云つたとして君を陥れる理由がドコにあるか、もし絶対云はぬものなら吾々が二時間以上も君に迷惑かけて居る事は公務の防害（妨害）でもあり脅迫ともなる、直ちに二人を拘引せよと怒かっても、私は人を罪にするのは嫌だと逃げる。止むを得ず私は役場に黒羽村長を訪問し、実は警察官だから騒けば免職になる、其れが気の毒故に私は彼の反省を求める、爾今注意する様解決したい為めに來たが、彼が余り無理解故に私は水平社に通知

する、水平社は事件を鐘太鼓で物色して居る、よい材料になると語つた。
折柄村委会中で村長は議員の誰彼れにも相談して暫く宿で待つて下さい、私共が役場に呼出して充分説得して見ると熱心に話すので、二人は一応立花屋に引上げた、午後三時頃に至り村長・助役・議員三名にて宿に来り、私共が話しましたが話は知らぬ存ぜぬと拒否して居たが、議員の連中も余り頑迷だと飛んだ事になるぞと、議会の話題にもなり、遂に彼は泣いて白状した。私があると云へば私は勿論免職ですかから拒否したと涙を流して泣いて居る、金なら何程でも出すから許して貰へませんかとの事で、私は怒つた。私は井上良一だ、井上は如何なる人間か県に照会して見よ。私は金の問題で來たのではない、彼が氣の毒故に來た。はがき一本で水平社には弁護士も沢山をる。何に苦しんで私が來たか、私は彼も亦善良なる人間である、此の無意識の失言が部落共通の致命傷である点を良く納得し心から改まる。其理解力を欲しくて來たのだ。彼が吾々の前々で真心が見えれば何よりであると答へたので、村長等は引返し、議員有力者數名と共に稿巡査に全行し、巡査は身平低頭陳謝するので、之れでよい其の誠意を私は早く示して貰ひ度かった。元來失言するものは却つて善良で、失言せなくとも心の奥に差別して居るものも沢山あるが頗る現せねば判らぬ。依つて判つたものを追及する事になるがお互に心せねばならない、と村長以下関係者に向つて部落問題の本質を一席述べた。而して謝罪文も取らず君を紳士として以上不問にするから融和親善に努（力）してくれと解決した。

村長等は豫て用意したか沢山の酒肴を整へ私共を正座に宴会に移つたが、私は御馳走になる事が却つて誤解されてはと考へ空腹を傭びつゝ辞去した。只一つの盃を受けたのみで他に行く処があるからと。早いもので翌日県から電報があり安藤主事に直接、事件は県警察部に通告した者によつて、県は即時免職の通告をすると聞いて私は吃驚した、之れは私は事実だか（だが）解決前に身分は保証すると村長にも明示した。今免職にされでは私の立場が困つて人格にも影響、今后の事業にも支障を來すと力説した。安藤氏はよし其れなら僕と部長に会ふと中村警察部長に再度懇請し、免職を留保し他に転勤となつた。これで此の件、発（けり）。

ば必ず戻つてくるから（）」「否其れは違ふでせふ、貴殿も紳士でせふ。先生は冒頭に何と云れた、私の演説に不審の点があつたら演説の終了後に質問してくれと云つたでせふ、私はアの時演説を仲止（中止）させ様と思つたが先に断りがあつたから私も紳士的行動を以て約束を守つて今迄待機して居つた、貴殿も紳士なら否男なら責任を以て答へなさい、尚様葉先生には折角ですが演説をやる迄待つてくれと仰言るが、演説は此の人にはやらす事が出来ないので此の納得の行く回答は演説はさせられません。自動（動）車はブウ／＼鳴らして居る、堀之内からは聴衆が散つて仕舞ふと電話が連続、中村代議士は下俯いた僕、私も静かに座はたまゝ穩かに話して居る、警官も手の下し様がない。

廊下には黒山の人、高木村長、田中、榛葉県議も立往生、暫く沈黙、中村「私は実は暫く米国に行って居つたので内地の事情がよく判らないから（）」「内地の事情の判らない者が何故内地で演説したのか、ソレは理由にも回答にもならない」又暫く沈黙、暫くして既に十時過ぎ、事重大と見たか渡辺堀之内署長、松浦五兵エ、山下伊太郎が来た。署長、松浦、山下夫れ／＼名刺を出して丁寧に挨拶し、今日の事は君の立腹は無理もない、誠に中村代議士の失言だ、私と共に免じて許して下さい、懃々松浦先生も来てくれた事だから」「其の御厚意は有りがたいが子供のした事なら親が詫びる事もあるでせふが、仮りにも政友本党遊説部長たる中村先生御自身の事です。御自身で解決するでせふ。今晚は名士の方や主催者の方には済みませんが私は余人なら聞逃しますが立派な先生だと思ってそれ丈けノートに筆記して居つた。かゝる立派

な人國政に直接参加する先生の口から今時コンナ差別言辞を聞く事は國家問題として聞捨てに出来ない、コンナ不合理によつて全く同胞が三百萬、学問にも経済にも恵れず泣いて居る事を誰の罪といふのでせふ、松浦先生も定めしコンナ教育や本は読んで居らんでせふ、生きた勉強です、よく立会つてくれました」松浦「では君ドーすればよい方法を教へてくれ」「ドウすればよいかは中村先生が今考へて居るでせふ、私が言つたんではない、先生が云つたんです」

地区の人達は皆帰つたが佐十郎一人は帰らない、成行を見て居つた。高木村長は佐十郎と相談した。佐十郎は一言に謝罪文を書けば納まると洩した事から榛葉忠藏から松浦五兵衛に松浦が囁いたので、中村は「謝罪文を書くから許してくれと申し出た」「謝罪文にもいろいろある、止むを得ず書く文と心から書く謝罪文とあるが」「私は形式ではない、自分が勉強が足りない為に而も壇上にて公言し君に数時間追及されても一言も返事が出来ない、君も亦紳士的で完く穩かに責めらるゝので私は刃物があれば死に度い位です」「ヨシテは私は将来壇演（演壇）には立ちませんと書きなさい」「書きます（）」列座の人々は顔見合せて何か明状すべからざる風情であったが下から紙硯を取寄で奇麗な大字で書いた。涙を横に払つた。「政治家が演台に立ない事は政治生命がなくなつた事です、私は政治家として失格しました、出直します、誠に色々の御教訓有りがたぶ御座いました」と丁寧に頭を下げた。私は此の人は心の底から改心したと思った。その謝罪文を私は手にして「初めて貴殿の真心が判りました、私も失礼な事許り

申上げたが決して私の為に申上げたではない、且又私は決して先生が悪いとは思つて居らない、社会の縮図です、此の国民融和が達成される迄は至る所に變つた悲劇的が（ママ）生れるのです。

男同志の心が判ればコンなものは私には用のないものです」といひながら書類を破いて前の灰皿で焼いて仕舞つた。一同は啞然として居る。「改めて先生に御願があるのです、ソレは今後先生が演台に立つ度に今夜の事を考へて、只一口、国民諧和融和親善を織混ぜて下さい、ソレは私が十年の努力よりも先生方の一言が如何に効果があるかを私は知つて居ります、御願します」。中村氏は隣極つたか判りましたと低頭した、彼の目には涙が溢れて居つた、列座の一同も悦んだ。ソレから笑ひとなり既に夜も明けんとするので握手を交して一行は直ちに大阪に出発、私は佐十郎と共に黙々と隧道を上つて行く、其の夜に千浜、平田、南山の水平社といふ人も確かに四五十人は出席して居つたが此の失言を聽洩られたか翌日佐十郎の口から夫れ／＼知れ渡つたのである。私を嘗て部落の○○イヌかといふた人達も私の行動に皆感じて居つた。

因に其の年政友本党にては部落改善奨励資金五十万円を計上した事は此の事件が本部に検討されたのに因る「平野光雄代議士談」。翌日の新聞はいろいろに批評した、朝日は中村代議士が農民に質問され立往生云々、報知は反対党にヤジラレて演説仲止（中止）、又ある新聞農村の一青年、代議士を曲服（屈服）さす等々、真相は書かなかつた。兎。

昭和四年今坂幸太郎、俱楽部の一階にて稻作の話について村会

議員笛本綾雄、葉は丸田の皮ボに売る云々の失言、隣席の幸太郎は席を蹴つて帰り私に何とかしてくれとの事で、二人役場に山内幸一郎村長を尋ね（訪ね）問題にした。綾雄を役場に招き其の非を質したるに幸太郎を侮辱したのではないと言を左右して仲々悪いと云ぬ、彼の先代は庄屋河東の橋爪様といふ。庄屋時代に自区の者田に居つて旦那の通行に頭を下げぬ「知らなかつた」と怒り、呼出して叱られ五人組が詫に行つた云々と聞伝へて居る名門家で、三日掛り遂に融和問題の講演会を開いて済した。それが動機にて翌年全村一丸となつて南山村融和会設立の遠因となつた。

昭和八年夏村会の帰り午後十時頃曾根秀作方に立寄つた。曾根は古物商で紋付の羽織が一円だといふ、一人の男が一円なら安い水川の皮ボでも買ふといった、私は取り上げるのも大人気ないと思つたけれども、秀作も杉森文一も外一人居つた。彼れ等は私が何と出るかと私を見守つて居る様に思つた。私は此の男に誰だと聞いた。俺は小笠村川上の袴田作蔵と答へた。私が後で君に用がある、此の名刺を渡して置く、とその便帰つた。彼は何の事か判らない、名刺を頂いて悦んで居る、私は困つた、相手にする程の男でもないけれども名刺をやつて居る、何とか話を付けねばならない、曾根に彼の身分を聽いた。「彼は貧乏人だが親戚には良いのがある、村会議員も居る」。デは親戚に啓蒙せよふと考へたが馬鹿々々しくて二日計り過した。山田覚明が此の男を連れて詫びに來た。彼れは山田が私と議員仲間で有力者で且つ僧侶である處から依頼し、山田は井上ならと引受けたらしい。私は良い男が來たと思つた。山田は東京法政大学云々とか又士族だとお高

留り人を人とも思ぬ気位の高い坊主だ。実に封建性の強い男だ。一度教育してやり度いと思って居つても小利巧な男でボロを出さないから困って居つた。私は長崎の敵を江戸で打つ様なものだが、悪質な差別者は彼と見て居るから鶴が葱を喰へて舞込んだ様に考へた。「不用意に出た失言だから赦してくれ賜へ（一）」と一応詫びた。本人も亦平身低頭恐縮して居る。私は此の問題は私が融和会の当事者であるから暗に葬つたと云れては困る、仍て有つた事はあつたとして処理せねばならないから郡から誰か来る事になつて居るが外ならぬ君が来たとしたら余り大袈裟にもならぬ、仍て彼は親戚の重な（主な）方を二三人連れて来なさい、其の上で話をしませふと、其の日余談などして二時間で帰り、翌日村会議員と消防組頭だといふ二人と共に来た。

私は目的は此の人達に話すのではない、目標は本能寺の坊主だ。先づ部落の発端から宗教と社会事業、人格尊重と宗教社会の罪惡と差別徹（撤）廃、顯現的差別と潜在的差別等々部落問題の本質を三時に亘り説明、彼れ「山田」は私の話の終るを挨（俟）つて、ドーダよく判ったか、之れ位話して判らなければ余程頭がドーカして居ると人毎（事）に云つたが、氣の強い彼も私は有る程度理解したと思った。他の三人は只々平身低頭、私は先づ豫期せざる効果が有つたと思ったので、之れにて他ならぬ山田君が再度來てくれたので一切山田君に任せると彼の立場も作つた。之れにて此の件、発。

因に高橋側から山田が立候補した。山田と対抗の出来るのは井

上だと河東は喧嘩相手のつもりで私を当選せしめたが、山田とは九ヶ年の議員生活で一回も衝（衝）突しない。加え彼は私と共に共鳴すらした。川の問題にても二人は東京で背中を流し合ふ仲であり、池新田組合立農学校問題にても彼は私に賛成し、合戸の道の件も共鳴した。只私の村長選舉の時、彼は初めて私と正反対になつたが、其の他の熱海会など井上君を入れるなど総てに厚意（好意）的であつたが、私の三時間の融和の本質論で感化したのかとも思った。

其の他、相良町に於ける傷害差別事件の解決、学校内の差別事件、掛川に藤枝に笠原に平田の戸塚事件等々牧（枚）挙に違ないので省略するが、差別は昔から明治時代は多かつたが問題はなかつたが、ソレは部落民の諦観に因るもので、自覺が高まると此の不合理を不満として問題が起る。水平運動の刺激等により大正十一年頃より昭和四、五年頃最も差別事件は多かつた。漸次融和会の活動により啓蒙されて顯現的事象は少なくなつた。更に大東亜戦争により国民必勝精神の昂揚から殆ど顯現的事象は見当らない。けれど潜在的意識が残存して居るのは事実だ。私の店で使用して居る女中が客と争ふ言葉のうちに『半島人でも四ツよりよい、半島人と結婚して何が悪い、世の中には新平民と結婚した人もあるではないか』と、嗚呼、ウンザリした。

井上良一 | いのうえりょういち

1890.8.29～1982.1.18(明治23～昭和57) 戦前から戦後にかけて部落改善・融和運動に参加。静岡県城東郡南山村(現小笠郡小笠町)に生まれる。約1年間の東京での奉公のち帰郷。青年団、夜学会にかかわり、1919年(大正8)に部落改善小笠郡同志会を設立、各地で演説、改善運動をすすめた。21年には「融和の近みち」(『県社会事業協会会報』2号)を発表、県社会事業協会書記として活動した。地区的トンネル開鑿、高松神社での氏子差別の撤廃、製茶や養鶏の共同事業などを進め、31年(昭和6)には小笠郡融和会を設立。県融和団体連合会が設立されると幹事となつた。33年には村会議員に当選。戦時下、(満州)移民

調査・大政翼賛会指導員・草履統制組合・資源調整指導員などを担う。戦後は南山村農民組合長や村農地委員会長、県農地委員として農地改革を進めた。人権活動を担い、町議としても活躍し、晩年には『自叙伝』を著した。

〔小林丈広「静岡県水平社創立期の一史料」(『部落解放研究』86号、1992) (竹内康人)

『部落問題・人権事典』(解釈出版会社、2001年)